

茨城県報 第199号

平成2年12月10日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●保険薬剤師の登録(保険課)	1
●第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業振興課)	2
●道路の区域変更(道路維持課)	2
●道路の供用開始(2件)(")	3
●兼用工作物の管理方法の協議(河川課)	4
●都市計画事業の認可(都市施設課)	4
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定(出納第一課)	5
●土地改良事業の認可(土地改良事務所)	5
●換地処分(2件)(")	5

公 告

●大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業振興課)	6
●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課)	6
●道路の位置の指定(建築指導課)	7
●開発行為の工事完了(")	7
●宅地開発事業の工事完了(")	8

告 示

茨城県告示第1443号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹内藤男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
大和田 典子	茨薬 1394	2. 11. 6
金澤 克子	" 1395	2. 11. 9
飯田 隆	" 1396	2. 11. 14
平井 裕子	" 1397	2. 11. 19
池上 和伸	" 1398	2. 11. 22
小杉 元江	" 1399	2. 11. 22

植 田 美 枝 子	茨 薬	1 4 0 0	2. 11. 22
鈴 木 道 子	〃	1 4 0 1	2. 11. 26
山 岡 勝 代	〃	1 4 0 2	2. 11. 27

茨城県告示第1444号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 シノヤ
- 2 建物の名称及び所在地 シノヤ伊奈店
筑波郡伊奈町谷井田字南耕地 2215 番 1 他

茨城県告示第1445号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称 木 村 薫
- 2 建物の名称及び所在地 株式会社 石神家具センター
猿島郡猿島町大字生子 1428 - 6 他

茨城県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成2年12月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 筑波益子線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字酒寄字榊石 49 番 1 地先から	旧	メートル 最大 6.9	メートル 120.0	
		最小 6.9		
真壁郡真壁町大字酒寄字榊石 48 番 1 地先まで	新	最大 6.9	120.0	迂回路設置による 区域変更
		最小 6.9		
		最大 14.0	129.0	
		最小 13.5		

茨城県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年12月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 大穂千代田線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字長高野字東田 253 番地先から
つくば市大字篠崎字西坪 424 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 12 月 10 日

茨城県告示第1448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成2年12月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成2年12月10日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字酒寄字榊石 49 番 1 地先から
真壁郡真壁町大字酒寄字榊石 48 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 12 月 10 日

茨城県告示第1449号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 河川の名称

那珂川水系一級河川澗沼前川

2 河川管理施設の名称

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

西茨城郡友部町大字中市原 1,979 番地先から同郡同町大字小原 5,540 番 1 地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏 名 道路管理者 友部町長 村 上 浩之助

住 所 西茨城郡友部町中央 3 丁目 2 番 1

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。

(2) 管理する兼用範囲及び維持範囲は、別添横断図のとおりとする。

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成 2 年 12 月 10 日から道路の存続する日まで

茨城県告示第1450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称

水 戸 市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画道路事業 3・4・8号 元台町河和田線

3 事業施行期間

平成 2 年 12 月 10 日から平成 8 年 3 月 31 日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

茨城県水戸市見川 2 丁目, 見和 1 丁目, 見和 2 丁目及び姫子 1 丁目地内

(2) 使用の部分

な し

茨城県告示第 1451 号

茨城県証紙条例 (昭和 39 年茨城県条例第 25 号) 第 5 条第 2 項の規定により, 次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指定年月日

平成 2 年 12 月 3 日

2 売りさばき人の住所及び氏名 (所在地・名称及び代表者氏名)

北相馬郡守谷町立沢 2 3 7 の 4

フードショップえびはら

海 老 原 和 夫

茨城県告示第 1452 号

平成 2 年 9 月 13 日付けで河間土地改良区から認可申請のあった稲野辺地区土地改良事業については, 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 2 年 11 月 17 日認可した。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

茨城県告示第 1453 号

平成 2 年 9 月 20 日付け土土改指令第 6 号をもって認可した本金村地区の換地計画については, つくば市から換地処分があった旨届け出があったので, 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

茨城県告示第1454号

平成 2 年 2 月 27 日付け農管指令第 60 号をもって認可した粟野地区の換地計画については、北茨城市から換地処分があった旨届け出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により公示する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県高萩土地改良事務所長 大 津 勇 重

公 告

●大規模小売店舗の廃止に関する公示

次の事項に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の公示は、その効力を失ったので、同法第 3 条第 5 項の規定により、公示する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 四国屋
- 2 建物の名称及び所在地 四国屋家具本店
日立市鹿島町 1 丁目 13 番 7 号

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営五霞地区土地改良事業（農業用排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営五霞地区土地改良事業（農業用排水）計画書写し
- 2 縦覧期間
平成 2 年 12 月 11 日から平成 3 年 1 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
五霞村役場

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営五霞地区土地改良事業（暗渠排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
県営五霞地区土地改良事業（暗渠排水）計画書写し
- 2 縦覧期間
平成 2 年 12 月 11 日から平成 3 年 1 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
五霞村役場

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第 998 号	2.11.30	株式会社 東海住宅 代表取締役 渡辺 勇	那珂郡東海村 舟石川 832 番地 の 11	那珂郡大宮町字野中 3064 番 111	メートル 4.20	メートル 23.80

●開発行為の工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
常陸太田市馬場町字高橋 8 3 番 2, 8 4 番 1, 8 5 番 1, 8 6 番 1
- 2 事業主の住所及び氏名
常陸太田市馬場町 5 3 6 番地
菊 池 健 一

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成 2 年 12 月 10 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡小川町大字上吉影字南原 7 5 5 番 1 7 6, 同番 1 7 7, 同番 1 7 8, 同番 1 7 9, 同番 1 8 0, 同番 1 8 1, 同番 1 8 2, 同番 1 8 3, 同番 1 8 4, 同番 1 8 5, 同番 1 8 6, 同番 1 8 7, 同番 1 8 8, 同番 1 8 9, 同番 1 9 0, 同番 1 9 1, 同番 1 9 2, 同番 1 9 3, 同番 1 9 4, 同番 1 9 5, 同番 1 9 6, 同番 1 9 7, 同番 1 9 8, 同番 1 9 9, 同番 2 0 0, 同番 2 0 1, 同番 2 0 2, 同番 2 0 3, 同番 2 0 6, 同番 2 0 7, 同番 2 0 9。

2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区柳橋二丁目四番四号

富士珙瑯工業株式会社

代表取締役 大 山 高 志

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
休日の場合は線下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)